

平成25年第2回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成25年6月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小園江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

17番 上野 登 君

出席説明者

市長 山口 伸樹 君

副市長	久須美 忍 君
教育長	飯島 勇 君
市長公室長	深澤 悌二 君
総務部長	阿久津 英治 君
市民生活部長	小坂 浩 君
福祉部長	小松崎 栄一 君
保健衛生部長	安見 和行 君
産業経済部長	神保 一徳 君
都市建設部長	竹川 洋一 君
上下水道部長	藤田 幸孝 君
市立病院事務局長	打越 勝利 君
教育次長	塙 栄 君
消防長	小森 清 君
会計管理者	高安 行男 君
笠間支所長	飯村 茂 君
岩間支所長	海老沢 耕市 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山 正
議会事務局次長	石上 節子
次長補佐	飛田 信一
係長	瀧本 新一

議事日程第4号

平成25年6月13日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。場内が蒸しておりますので、上着を脱いでも結構です。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名です。本日の欠席議員は、17番上野 登君です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりです。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番石田安夫君、6番鹿志村清一君を指名いたします。

ここでお諮りいたします。

石松議員より、昨日の一般質問における発言の中で、システムネットワーク適正化診断事業についての執行部の答弁が漏れているという発言がありましたが、実際には質問をしておきませんので、その部分の発言の取り消しをしたい旨申し出がございました。その部分の取り消しを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、石松議員からの取り消し申し出のとおり許可することに決定いたしました。その部分の答弁についても削除いたします。

一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

1番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

○1番（畑岡洋二君） 1番、政研会の畑岡洋二でございます。通告に従い一般質問を行

わせていただきます。

さて、本論に入る前に、昨日、萩原議員の方から一般質問で取り上げられた平成24年度市民実感度調査結果について少し触れてみたいと思います。

この市民実感度は、53の市民実感度調査項目に対して、「そう思う」、「ややそう思う」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の4段階で……

〔「通告してないんだからだめだろう、議長」と呼ぶ者あり〕

○1番（畑岡洋二君） 前置きでございます。申しわけございません。

○議長（小藺江一三君） よろしいです。発言続けてください。

○1番（畑岡洋二君） ……の4段階で評価されるものでございます。萩原議員の質問では6項目が取り上げられ、市長公室長の答弁の中で、23年度、24年度を比較し、評価が上がったもの、下がったものそれぞれ3項目との答弁があったかと思えます。

では、53項目すべてを比較した場合どうだったのでしょうか。結果は、市民実感度調査がよくなった項目は16、悪くなった項目は37でございました。よくなった割合は53分の16、3割2厘、約30%です。半分以下ということは、23年度の実感度がそれほどよくなっていないと感じられてしまったのだらうと思うんですね。これでは執行部も困ると思えます。当然、議会も困ります。

市民の皆さんも生活実感度がよくなるように、行政としていろいろな施策を実施しているわけですから、できれば53項目すべてがよくなって行ってほしいはずですよ。

昨日の答弁の中で、市長も「しっかり伝えること」、市長公室長からも「積極的、効果的な広報」との文言があったかと思えます。私も同感でございます。施策の実績が市民の皆さんに効果的に伝わっていないのではないかと思います。

そこで、今回、一つ目の質問としまして、行政から市民への情報伝達の方法と表現方法についてというものを取り上げさせていただきました。

ここで、議長の許可をいただきたいと思えます。

私の質問をより正確に伝えるために、参考資料の配付の許可をいただきたいのですが。

○議長（小藺江一三君） 許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時07分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き会議を続けます。

○1番（畑岡洋二君） では、配付した資料の確認ですけれども、1枚目が、いわゆる残土条例に関する笠間市からのホームページのお知らせでございます。2枚目が、同等のひたちなか市さんの残土条例のホームページのお知らせでございます。3枚目が、昨日会議が持たれたように聞いております稲田まちづくりを考える会に関する開催についてのホー

ムページの案内でございます。4枚目は、それに先立ち稲田地区にのみ回覧された参加者募集の案内でございます。5枚目が、笠間ファン倶楽部、これはメールで送られておりますけれども、その抜粋でございます。

さて、改めまして行政から市民への情報伝達の方法と表現についてでございます。

二つの事例を参考資料としてお渡ししましたけれども、まず第1に、いわゆる残土条例に関するお知らせでございます。笠間市ホームページお知らせ、「笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の改正について（2013/04/24掲載）と、ひたちなかホームページ、「ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に関してでございます。

まず、一つ目ですが、笠間市ホームページのお知らせにより、だれに、何を、どのように伝えたかったのかを伺いたいと思います。また、ひたちなか市さんの文書と比較してどのように感じたか、これについて伺いたいと思います。

さて、通告しておりました大きな質問のもう一つに入りたいと思います。これに関しては、参考資料はございません。

笠間市の歴史的遺産を通したふるさと教育と地域振興についてでございます。

これについても、参考として市民実感度調査のデータを見てみました。当該施策として、文化財調査項目として、「歴史的文化的資源が有効に活用されていると感じている」という項目があります。市民実感度の結果は、平成23年度38.16%、24年度34.23%、十分な評価を得られているとはなかなか感じられない数字かと思えます。さらに、23年度から24年度へ下がっております。少々残念なことだと思えます。

そこで質問でございます。

地域の宝である指定文化財、これは国、県、市と3段階あるかと思えますけれども、これらの管理状態について伺いたいと思います。保管状態について、また公開状態についてでございます。さらに、学校教育、生涯学習の視点から指定文化財を伺いたいと思います。その利用状況について、今後の展望についてでございます。

これで第1回目の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 1番畑岡議員のご質問にお答え申し上げます。

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正についての笠間市ホームページとひたちなか市のホームページを比較しての質問でございますが、現在笠間市では、市民への伝達方法として、広報紙やホームページ、メールマガジン、フェイスブック、動画配信など複数の媒体を活用して情報発信を行っております。その中で、ホームページはインターネットを通じてという特性から、重要な施策やお知らせなど行政が伝えたいことをタ

イムリーに発信し、利用者が簡単に必要な情報を得られるよう工夫して掲載していくことが重要だと考えております。

残土条例は、ご承知のとおり4月24日の臨時議会で可決され、笠間市ではその日のうちにホームページで、また、「広報かさまお知らせ版」では5月9日に概要を掲載するとともに、5月中旬から下旬にかけて市内建設業界、不動産業界、建築士会、農業委員会など関係機関に詳細情報を載せたチラシを配布し、周知を図ったところでございます。

本市の場合、条例対象が主に事業者に限られていることから、条例の施行日や主な改正点をお知らせしたところでございますが、ひたちなか市と比較しますと、ひたちなか市ホームページでは、先ほど配っていただきましたけれども、これを見ますと、平成22年2月1日より改正条例が施行したということで、このホームページにのせたのが昨年1月31日ということで、2年間ずれが生じております。ですから、その前にどのようなことで掲載されていたかというのはちょっとわかりません。ただ、この表を見ますと、非常に利用者にはわかりやすく関係する条例や届出書をリンクさせ、一つの事案を一つのページで完結できるように工夫されていると感じております。

今後は、情報源である担当課とホームページの担当課である秘書課の連携をさらに強化し、利用者にとってわかりやすく使いやすいホームページづくりに努めていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 私の方からは、笠間の指定文化財等の歴史的遺産を通したふるさと教育と地域振興についてというご質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、指定文化財の保管状態についてのご質問でございますが、現在、市内には国指定文化財8件、県指定文化財20件、市指定文化財115件、合わせまして143件の指定文化財がございます。そのうち11件が笠間市の所有、残る132件は民間の方、団体等が所有しております。

民間所有の文化財は、それぞれの責任において保管していただいておりますけれども、移管状況が悪いような場合、市から所有者または管理者に対して、貴重な文化財の適切な管理に努めていただけるようお願いをしているところでございます。

次に、指定文化財の公開状況についてでございますけれども、建造物や天然記念物、史跡などいつでも自由に見学ができるものもございますけれども、建造物の内部でありますとか彫刻、絵画、考古資料などの文化財は、見学を希望される方が所有者または管理者にまずは連絡をとっていただき、見学の可否について確認をしていただいてからごらんになっていただくということになってございます。

次の学校教育、生涯学習の視点からの利用状況でございますけれども、学校教育におきましては、小学校の3年生、4年生を対象としました小学校社会科副読本「かさま」を配

布しておりまして、社会科の授業の中で「残したいもの、伝えたいもの」として、指定文化財の一部、例えば真浄寺に残ります笠間城のやぐらなど、県指定文化財でございますけれども、これらの写真とともに紹介をしております。

また、古い道具等昔の暮らしの項では、民具等について掲載をしてございまして、それらを展示している笠間市立歴史民俗資料館が紹介され、平成24年度の同館への入場者のうち、市内小学校で8校340名の児童が見学をしております。

生涯学習におきましては、笠間公民館の笠間市の歴史の初心者向き講座、友部公民館の郷土の歴史を学ぶ、岩間公民館の茨城の歴史探訪や郷土史研究などの公民館講座において講義や見学等を行っております。

今後の展望についてでございますけれども、学校教育においては、現在も実施している社会科副読本の活用や歴史民俗資料館の見学等をより充実させ、多くの小学生が文化財にもっと触れる機会をふやしてまいりたいと考えているところです。

また、生涯学習においては、今後、指定文化財の保管状況や公開の可否などを定期的に確認をしまして、その情報をホームページや公民館講座へ提供して、貴重な文化財を広く市民に知っていただくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） ホームページの表現の方法ですけれども、まさしく「見ればわかる」のたぐいになってしまって、これ以上の回答はないかと思うんですけれども、要するに見ればわかるんですよ。それが、実は私、臨時議会をしてまでやったほど大事な条例改正だと私は思っております。これは業界団体の方々だけではなく、一市民の方々も非常に興味を持たれていた案件のように思います。

ですから、紙を印刷して市民に配るとは思いませんけれども、インターネット上ですから、ひたちなか市さんのようにリンクを張っていただければ非常にありがたかったのかなと、まさしく今答弁にあったとおりでございます。

さすがに即時性、ひたちなか市さんが条例が決まってすぐネットに書いたかどうかかわりませんが、すぐに書いたことは私も非常に認めております。ですから、すべてが悪いとは思いません。ただ、表現の方法なんですね。見る立場の人というのはいろいろいるわけですね。そういうところを考えていただければ、さらによいホームページになるのかなと思ひまして、今回、担当部署でしゃべるだけではなく、ここ的一般質問の場において全庁の方々にわかっていただけるようにこの質問をした次第でございます。

文化財に関しましては、保管状態のお願いというのは、基本的には所有者さんの財産ですからお願いするしかないでしょうけれども、この4月にも生涯学習課の担当者は何人かわられたように伺っております。

例えば生涯学習課にかわったときには、少しずつ歩いてみて、どんなものが指定文化財になっているとか、そういうことまで踏み込むとさらによかろうか私なんかは思うんです

ね。残念なことに、実は私も全部知っているわけではございません。ですから、何があるかということを紹介できることではありません。少なくとも生涯学習課という担当部署にあるのであれば、可能な限り自分の目で見て対応ができるような状況をつくっていただければと思います。この辺、後で回答いただければと思います。

ちょっと戻りますけれども、ホームページのもう一つの点でございます。稲田まちづくりに関する、これも表現方法ですけれども、参加者募集で回覧という4枚目のものを見ていただくとわかるんですが、目的、参加対象者、会議スケジュール、応募方法、募集締め切り等々書いてあります。

この辺よく見ますと、参加対象者のところに、(1)稲田駅周辺のまちづくりに賛同し行動したい方、まちづくりにはだれでもかかわりたいと思いますけれども、どう賛同するかわからないところで、そのわきの吹き出しですね。「さまざまな年代の方、多くの方々のご参加をお待ちしています、ぜひご参加ください」と書きながら、括弧の下では「大学生、高校生など学生」と。これは重箱の隅をつつくような話になってしまいますけれども、行政から出た資料というものは、非常に市民にとってはかたい表現、これは守らなくてはいけないだろうというところがありますので、こういうところいかなものだったのかなとちょっと思ったりもいたします。

さらに、応募方法のところ、4番目ですね。「電話でお申し込みください」、これの比較といたしまして、5枚目の笠間ファン倶楽部さんの参考資料でございますが、真ん中あたりに申し込み方法というのが書かれてあると思います。ここに、最初から読みますけれども、「参加者の氏名、会員番号、住所、電話番号をEメール、ファクス、電話のいずれかにてお知らせください」と、非常に選択肢が広まってございます。

ここで質問でございます。

笠間市ホームページお知らせ、「稲田駅周辺のまちづくりを考える集いの開催について(2013/05/30掲載)」と「笠間ファン倶楽部メルマガH25. 2. 22日号」と比較して、目的、参加対象者、応募方法、募集締め切りなどの表現の仕方について伺いたいと思います。

項目が変わりまして、昨年、常陸太田市さん、指定文化財集中曝涼、曝涼というのは難しい言葉でございますけれども、平たく言ってしまうと指定文化財の虫干し一般公開というものがされております。10月の2日間にわたり市内12カ所にある文化財を公開するというものでございます。笠間市においても同様なことが開催できないだろうかということでございます。

そこで質問でございます。

地域の宝である指定文化財等の歴史的遺産は、地域振興の観点からも重要な財産であると考えております。

次の点について伺いたいと思います。

1、観光資源としての指定文化財などの歴史的遺産の利用状況について、2、今後の展

望についてでございます。

以上、2回目の質問を終わりにします。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 畑岡議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

稲田駅周辺のまちづくりを考える集いの開催について及び参加者募集と笠間ファン倶楽部メルマガとの比較でございますが、目的、参加対象者、応募方法、募集締め切りについてお答え申し上げたいと思います。

まず、目的については、稲田駅周辺のまちづくりを考える集いについては、稲田地区の地域特性を生かしたまちづくりを検討するために参加者を募集する目的に対し、笠間ファン倶楽部メルマガについては、体験事業を開催するに当たり参加者を募集したものでございます。

次に、参加対象者については、まちづくりの集いについては、稲田地区住民を中心にまちづくりに賛同し行動する高校生以上の方が対象であることに対して、メルマガは、メールマガジンに登録しているファン倶楽部の会員が対象となっております。

次に、応募方法でございますが、まちづくりの集いについては、区長回覧文書によるもので電話での受け付けとしているものに対し、メルマガは、情報端末によるメールマガジンによる情報提供でEメール、ファクス、電話のいずれかで申し込むことになっております。

次に、募集締め切りについては、まちづくりの集いについては締切日を設けているのに対し、メルマガはありませんでした。

これらの表現の仕方についてのご質問ということでございますけれども、まちづくりを考える集いについては、稲田地区の皆さんに自分たちの地域について数回にわたって議論していただく事業であるため、行政文書に近い文面で表現しております。

笠間ファン倶楽部メルマガについては、会員を対象とした体験事業の募集であり、内容がイベント、レクリエーション事業であるため、楽しい体験ができるという親しみやすい文面となっております。

なお、表現方法、募集方法につきましては、事業の内容によりまして適した方法は異なるものと認識をしております。

今後は、広報する内容や対象に適した表現や方法を用いて実施してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 先ほどもご質問の中で、例えば人事異動に伴って生涯学習課などに配属された職員については、文化財を一通り把握するために視察をすべきではないかと、見てくる必要があるのではないかとのご指摘がございましたけれども、生涯学習課は、家庭教育学級から幅広く、それこそ文字どおり生涯学習に関する業務を行っていると

ころでございます。文化財担当は、当然のようにすべてを把握しているわけでございますけれども、全員となるとなかなか難しい状況でございますが、極力そういうふうにならぬよう努めてまいりたいと考えております。

それから、最初の質問の中で、管理状況、保管状況はどうかという話がありました。私どもパトロールをするにしても、文化財物件非常に多いものですから、常にパトロールできかねるという部分があり、実際的には、所有者あるいは加入者の方からちょっと傷みがあるんですがという相談等を受けた上で、実際に修復等が必要であればそれらの事業に着手するというスタンスで、現在のところ行ってまいったところでございます。

それから、先ほど常陸太田市の曝涼の話がありました。笠間でも、一部城里も入るのでございますけれども、笠間地方では毎年4月8日の花祭り、灌仏会というんでしょうか、このときに6カ所のお寺さんや仏像をめぐるという風習がございます。

このように、いわゆる文化財が空気にさらされる、曝涼する機会となる風習が笠間地方にも残っております。私どもこういうものをヒントにしまして、ふだん公開していないような書画あるいは考古資料などの文化財について、所有者あるいは管理者と十分協議をしまして、ご協力を得て文化財の公開ということで図ってまいりたいと考えております。

それから、地域振興の観点からとらえた場合という話でございます。観光資源としての歴史的遺産の利用状況でございますけれども、市のホームページでも、観光の部門、観光をクリックしますと、先ほど紹介しました文化財が全部掲載されているわけですが、それらを紹介しているほか、笠間観光協会のホームページでも一部を紹介しているところでございます。

今後の展望についてでございますけれども、ふだん見ることのできない貴重な指定文化財の公開に重点を置いた工夫や施策について、先ほども言いましたとおり、関係者と調整を図った上で、なるべく公開をするんだという方向で考えていきたいと思っております。

なお、笠間城跡につきましては、今年度から笠間城跡調査指導委員会を設置いたしまして、継続的な調査と保存整理を図ってまいる予定でございます。この調査結果で笠間城の変遷や遺構の状況が明らかになることにより、笠間城址の知名度が上がり、市の重要な観光資源になり得るものと考えているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） 三度目の発言をさせていただきます。

市長公室長より、稲田駅周辺のまちづくりに関する答弁をいただきました。対象者側によって表現方法が変わる、全くそのとおりだと私も思います。

ただ、少なくとも応募方法が、今どき「電話でお申し込みください」、ちょっと細かい話ですけれども聞いてください。電話という話になりますと、役所がやっている時間帯のみですね。限られるわけです。これは、皆さんおわかりと思っておりますけれども、30年から40年前の申し込み方法ですね。それよりも前になると電話がありませんから、出向いて来てく

ださいと。少したつとファクスというものが各家庭等々に入り始めて、ファクスでもいいよと。ファクスですと時間を選ばないと。でも、場所を選ぶんですね。だんだん最近では電子メールでもいいよとなって、電子メールですと、携帯型のもので場所も時間も何も選ばなくなるんですね。要するに、申し込む側の選択肢、余裕度が高くなるんですね。受ける側の都合を余り考えなくても、だんだんできるようになってきているわけですね。

ですから、募集内容によって変わるのは当然でございますけれども、その辺をご理解いただければなと思ひまして、笠間ファン倶楽部さんとの比較をさせていただいたものです。

当然、今、答弁にもありましたように、決まったグループの方々のやりとりと、ある意味不特定多数、ただ、稲田という表現をしますと特定多数という話になりますけれども、この辺もう少し考えていただければなと思ひます。

さらに、まちづくりに関して、私、笠間稲荷門前通りのここ一、二年の会合にも出させていただきましたけれども、やはり最初は、地域のことだから地域の人がやるんだと。それは当然ですね。ただ、私たちは地域を活性化したいという目的の一つに、外からの人に来ていただきたいという考えがありますね。となると、そこに住んでいる人たちだけの意見ではなくて、少しは外の人意見を聞くチャンスをつくるべきだろうと常々思っております。そういう意味で、この地域を限定した最初の募集の方法は非常に不可解でならなかったんですね。

さらに、3枚目、これはインターネットのホームページに5月31日掲載となっておりますけれども、募集締め切りが5月31日なんですね。いろいろと理由はございましょうが、もっとたくさんの人に来ていただきたいという配慮かと私は推察しております。回覧物には書いておりませんでしたけれども、ホームページの方には「締め切りを過ぎても随時募集しております」、全くそのとおりで思ひます。なぜ最初からこういうふうにならなかったのかが非常に、心が狭いというか、何ともある意味情けないというか、この辺も改善の余地があるかと思ひますので、答弁をいただけたらなと思ひます。

さて、文化財に関してでございますが、保管方法の件を質問いたしましたけれども、私も別なグループで文化財をめぐるハイキング等々のことを、できたら少しでもまちの活性化につながるのではないかなということで少々活動しており、見ております。そうすると、皆さん大変なんですね。特にここ地震の後には、非常に皆さん苦労されている。行政も非常に苦労されているということでもありますけれども、やはり宝なんですよ。新しいものをつくることに主眼を置いていきますと、古いものの維持というものがなかなかできなくなるんですね。

私も、ある人に言われました。古いものを維持できない人に、新しいものをつくることはできる、ただ、維持できないだろうと。結局、小さな子どもがおもちゃをたくさん預けられてだんだん壊していくのと同じになるんじゃないのと言われて、はたと気がついたんですね。やはり古いものは古い……特に私は、申しわけございませぬけれども、笠間地区

の出身なので友部、岩間地区のことなかなか存じ上げないんですけども、笠間時朝、要するに鎌倉文化を非常に強く残しているところでございます。そういう鎌倉時代からつながる、ことしは常陸風土記1300年編さんということで、笠間はそこにもちらっと出てくる。だから、市の名前にも笠間が残ったと。古いものは大事にしていく、それは皆さんも同じ意見だろうとは思っております。そういう中で、少しでも軸足が古いものを大事にできるようになればと思います。

先ほど教育次長の方からありました六道参りの件ですけども、私も実は4月7日まで知りませんでした。4月8日にされる風習なわけですね。この六道参り、詳しい説明はありませんでしたけれども、私も少々調べまして、実はこれ六道をお参りすると、笠間にある国指定重要文化財の二つを除いて六つを見ることになるんですね。

ちょっとここに資料持っていますので言いますと、楞嚴寺、これ片庭地区です。楞嚴寺の山門。登録順番に言いますと、2番目としましては岩間地区の塙家住宅、これは場所違いますから行けませんけれども、この2番目と3番目に登録されている笠間稲荷神社本殿、この2番目と3番目を除いて、来栖地区にある岩谷寺さんに仏像2体、片庭地区の楞嚴寺さんに仏像1体、もう一つが石寺地区にある弥勒協会さんが管理されています仏像1体ですね。この辺の仏像は、まさしく先ほど私が少々触れました笠間時朝が寄進したものと伺っております。

さらに、これは物ではありませんけれども、片庭ヒメハルゼミの発生地というものも片庭地区ということで、この六道参り、見ようによってはこんなぜいたくなものはないだろうと思っております。

私も、今回、4月8日、あるフェイスブックの投稿で知りまして見てまいりました。それぞれ皆さん寺守のあるところ、全くない地域の方が管理されているところ、いろいろでございました。既にあるこういうコース、少しでもそれをバックアップできたらいいだろうなと思っております。ない形のものをつくるよりも、あるものをまず適正にバックアップする、そういうことがあったらいいのかなと思っております。この辺、繰り返しますけれども、答弁いただけたら。

今のバックアップという一つの中に、笠間市の観光情報として、春になりますと花祭りという大きなパンフレットが、「花祭り」という表現だったかどうか確かではないですけども、岩間地区の桜、友部北山地区の桜もそうですけれども、笠間地区のツツジ、シャクナゲ、フジの花等々ありますけれども、そういうところに1行でも入るとひょっとしたら違うのかなと思ったこともございます。

ただ、関係者に無断で載せますととんでもないことになりますから、その辺の情報のやりとりがあつてからということになりますけれども、そういうことをすればいろいろな地区の振興にも助けになるのかなと思っております。

では、質問の確認になりますけれども、先ほど申しましたように、まちづくりの募集等々

の表現、応募方法、時代にマッチした表現等々にもっと積極的になっていただけたらなと思う次第でございます。この辺回答いただければなと思います。

もう一つ、文化財の利用でございますけれども、管理されている方の立場を十分に理解した上で積極的に観光資源として使っていただければなと思うので、その辺行政が動くと思いかと思いますので、対応の可能性等々回答いただければなと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

稲田駅周辺のまちづくりを考える集いの立ち上げの経緯からご説明していきたいと思えます。

笠間市駅周辺整備活性化プランを策定した際に、2月7日になりますけれども、稲田地区の住民を対象に説明会を開催したところでございます。このときには、今回同様回覧文書、また石材組合等への周知、参加をお願いしております。この場合は、事前の申し込み等はいただかなかったわけでございます。当日参加していただいた方が27名ほどおりまして、いろいろ活発な意見が出されました。このような意見を地元の意見をきちっとまとめていく必要があるだろうということで、今回の集会というか、検討会というか、そういう集まりになってきたわけです。

市からの説明だけであれば、そういう募集、人数の把握とかそういうのは必要ございませんが、これについてはワークショップを行いながら、要するにまとまった形でいろいろ班別に検討していただくという手法をとっております。そういうことですので、準備の都合上人数的な把握も必要だったということでございます。内容的に、一般的な電話での申し込みを受けております。

それから、外部の方たちの意見ということでございますが、6月から武蔵野美術大学の学生を入れて、あわせていろいろ検討していきたいと計画しております。

それから、この会議については昨日行われまして、17名の方が出席されておりまして、その中にも地区外の方が参加していただいております。

今後とも募集方法等については、この案件ばかりじゃなくて、先ほど答弁申し上げましたように、その事業によって多様な申し込み方法があつてよいのではないかなと考えております。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 文化財に関する再度のご質問がございましたけれども、例えば先ほどお話がありました六道参り等の伝統行事等について、例えば行政としてバックアップできないのかという話がございました。

先ほど常陸太田の曝涼の例のお話をさせていただきましたけれども、例えば重要文化財等の指定文化財を集めて文化財展をやるというようなことは当然考えられますけれども、これら風習等につきましては、宗教の絡みもございますので、その辺のところは非常に難

しいというか、微妙な部分も生じてくるだろうと思っております。所有者あるいは管理者等から要望等があれば、検討させていただきたいと考えているところでございます。

○1番（畑岡洋二君） ありがとうございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡洋二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

11時再開いたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

21番市村君が所用のため退席をいたしております。

8番野口 圓君の発言を許可いたします。

○8番（野口 圓君） 8番野口でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

平成24年の第4回の定例会でもいじめの問題については質問させていただきましたが、学校におけるいじめについて再度お伺いしたいと思います。

学校内でのいじめについて、今現在どのような状況にあるのか、先々教育長がおっしゃられていたさまざまな対策はその効果をあらわしているのかどうか。

2点目として、さらに深刻な状況が広がっているよううわさを耳にするが、実際はどのようなのか。基本的な質問ですけれども、学校教育は一体だれのために、そして何のためにあるのかお伺いしたい。

2問目、笠間市防災計画の中の原子力対策計画についてですが、この計画書を読ませていただきました。これから協議するということがほとんど内容の9割ですけれども、最終的なスケジュールとか、何を一番に持ってきて優先するのかということが一切書かれていません。それをお聞きしたいと思います。

また、市民に対する具体的な指示が、屋内に避難する、そしてなるべくコンクリートの建物に避難する、またヨウ素剤の配布のことが書かれているのみで、ほかに具体的な避難計画が一切ありません。これはどういうことなのか。

3点目、微量の放射能漏れ等の想定なのか、大規模な放射能汚染も想定しているのかもお伺いしたい。

4点目、ほかの国では核シェルターというのがほとんど設置されております。アメリカでも1億8,000万人分のシェルターがあると。スイス等でもあります。中国でも、ソビエトとの緊張が高まったときに、まちそのものを地下に移してシェルターをつくったと聞いておりますが、核シェルター等の記載がないのは、全く考えていないのかどうかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

○教育長（飯島 勇君） 8番野口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校教育は何のためにあるのか、だれのためにあるのかというご質問ですが、当然、教育基本法にありますように、子どもたちがよりよい日本人となるため、またよりよい個人として生涯生きるための学力、そして情緒の安定、そういうものについて指導する、そのために学校教育というのはございます。

ご質問ですが、平成24年12月の定例議会後の学校内でのいじめの状況でございますが、議会終了後調査してございますので、その結果についてお話し申し上げます。

平成24年12月から25年の2月末までの期間で、いじめが継続していないか、また新たないじめがないかを調査いたしました。

その結果、小学校で27件、中学校では15件が認知件数として報告がありました。その中で、解消している件数は、小学校では27件中22件、中学校では9件でございました。解消していなかった小学校5件、中学校6件につきましては、本年6月の調査において全件解消したという報告がございました。ただ、現在も保護者等への教育相談を継続しているケースが1件あり、学校では子どもの様子を継続して観察指導してございます。

平成24年第4回定例会でお答えしたとおり、教育委員会としましては、いじめの早期発見のためのチェックリストを使いいじめの未然防止に努めるほか、担任一人の目ではなく、学校全体を挙げていじめの発見、防止に取り組むことにより、いじめの認知件数が減少していると考えております。

また、笠間市自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」を活用した命の教育の充実により、子どもたちのいじめに対する認識が変わりつつあるようになっております。

次に、さらに深刻な状況が広がっているよううわさを耳にするということでございますが、現在のところ、教育委員会への深刻ないじめの状況に対する報告は、学校からも保護者からもございません。ただ、教育委員会としては、アンテナを高くしてそういうことについて発見を早くして、子どもたちの苦しんでいる状況を早く解消したいと思っております。

もしそういうことがお気づきでしたらば、保護者等へ教育委員会もしくは学校の方へ御相談をしてみてもどうかというご助言をいただければと思います。早速、私どもの方でも調査をしていきたいと思っております。

教育委員会では、定期的に各学期に1回、さらに必要に応じていじめに関する調査を実施するとともに、各学校におけるいじめの認知件数やその内容について確認し、いじめが把握できた場合は早期に解決のための支援を充実し、再発防止に努めてまいります。

また、指導が困難なケース等につきましては、県のいじめ・体罰解消サポートセンター

や警察など関係機関との連携を密にして、子どもたちが深刻な状況にならないよう指導体制を確立してまいります。

最後になりますが、いじめに対しては子どもたちの心の教育が重要ですので、今後とも、自他の生命を尊重し、困難なことがあっても乗り越えられるしなやかな児童生徒の育成のため、笠間市自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」の指導を実践してまいります。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 8番野口議員のご質問にお答えいたします。

スケジュールの件と具体的な避難計画については、あわせてお答えいたしますが、笠間市地域防災計画、原子力災害対策計画編につきましては、去る5月22日の防災会議において決定いたしました。この計画は、原子力災害対策についての総論的、基本的な内容として決定したもので、議員ご質問の避難計画等については国、県の調整により進めることとなっており、詳細についてははまだ県から方針が示されていないことから、具体的な広域避難計画はまだ作成されておられません。

今後のスケジュールといたしましては、今年度内に県から示される予定の広域避難計画等の指針に基づきまして、市の避難計画等を防災会議で決定することになりますので、もう少し時間を要することになります。

次に、微量の放射能漏れ等か、大規模の放射能汚染も想定しているのかとのご質問ですが、計画の目的の中で、原子力災害の発生及び拡大の防止、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市や県、その他関係機関等がとるべき措置を定めるとし、仮に原子力災害が発生した場合には、さまざまな災害の程度により、その被害を最小限に抑えるため関係機関等がとるべき措置等を位置づけております。

計画の基礎となるべき災害の想定では、国の原子力災害対策指針に基づき原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、警戒事象、特定事象、原子力緊急事態の3段階における発生状況に対応する計画となっております。

核シェルター等につきましては、緊急事態となった際には、予防的な防護措置として屋内退避を原則としておりまして、自宅や身近な建物に、より早く避難を行っていただくこととしております。その後、緊急時環境放射線モニタリングの分析結果等により、さらなる広域的な避難や安定ヨウ素剤の予防服用など次の段階の具体的な防護措置をとることを想定していることから、汚染された区域にとどまることとなる核シェルター等の設置については考えておりません。

○議長（小藺江一三君） 野口君。

○8番（野口 圓君） いじめのことでさまざまに考えてまいりましたけれども、さまざまな原因があつて、子どもを取り巻く環境は非常に厳しさを増していると思っております。地域や家庭や学校という取り巻く環境が、それぞれがそれぞれで分解しつつあるというの

を非常に強く感じます。

地域に教育力がなくなったと言われてからかなり久しくなりますけれども、家庭でも、ほとんど子どもがテレビゲームをしていたり、テレビを見ていたり、もしくは一緒に食事をしないというような状況がどんどん進んでおります。ホテル化というんですね。それがどんどん進んでいて、家族というよりも同居人みたいな形になっていて、親も具体的な注意をしたり、指示をしたり、教えたりすることができなくなっている。

また、最後のとりでが学校なんですけれども、ここ10数年、不登校にしる、いじめにしる、数が少しは変化がありますけれども、ほとんど変化がなく、小学校で不登校が2万人を超えて、中学校で5万人を超えて、全体で今現在17万ぐらいですか、不登校が。いじめの件数も、報告されているだけでそれだけですから、いじめも20万人を超えている。その状況がほとんど変わっていないんですね。

ここで、何で変わらないのか、何で減っていないのかというのは、教育長がお話しされたのは笠間市の場合ですから、笠間市は特別非常に努力をされていて解消されたのが随分多いですけれども、全国的な平均とか数値では一切解消されていないと。

ちょっと調べたのですが、1989年に幼稚園の教育要領が改訂されまして、1990年から就学前教育のあり方が大転換されました。今までの計画的な保育の理念や一斉主義というスタイルを徐々に取り除いて、室内や室外で多様な遊びを中心にして、その遊びをしながら言葉を覚えさせたり、成長過程に必要なさまざまな課題を総合的に身につけさせるという、そういう助成に切りかえられました。

もともと学校教育でも、これからは主体性、そして個性、多様性が求められるという言葉は口にしてはいたけれども、初めて幼児教育でこのような子どもたちの自主的で個性重視の新しい幼児教育がもたらされまして、その子どもたちが小学校に入ったのが1994年から1995年に当たります。そして、1997年には爆発的な学級崩壊が起きたわけです。日本全国地域を問わずに、ほとんど全国の小学校が学級崩壊の洗礼を受けることになりました。

これは何を意味しているかということ、非常にわかりやすいと思うんですね。子どもたちが自己主張を始めたんですよ。自分の思っていること、嫌なことは嫌だ、これは何で学ばなきゃならないのか、僕には必要ない、そういうことをはっきり言い出した子どもたちが小学に入り始めたということなんですね。

本来であれば、小学校の方もこの幼児教育に合わせて主体性を持たせて、多様化した子どもたちをそのような形で個性化を進めるべきであったと私は考えるのですが、小学校の方はそういう体制にならなかった。そこら辺のことをちょっとお伺いしたい。

それから、避難計画の方ですけれども、汚染された地域に取り残されるので核シェルターは考えていないとお答えになりますけれども、どこに行っても汚染がついて回るわけですよ。一応30キロという目安ありますけれども、水戸、日立、ひたちなか、那珂、あそこら辺を中心として七、八十万人の人間が一斉に避難するということは、ちょっと僕は考

えられないと思うんですね。

本当に大変な原子力災害が起きたとして、今、福島第一も第二も運転は停止していますが、あれを処理するのにあと10年から15年かかると言われていまして、その間に地震はないのか、災害はないのかといえば、当然起きてくると思います。そのたびに安全な避難とか安全な対策がとられないということになりますと、避難計画そのものが何のために策定するのかということになると思うんですね。

ですから、まず第一義に、命を守るにはどうしたらいいかという視点が一番大事だと思うんですね。再度、核シェルターのことは笠間市でやれるとは思っていませんので、広域な県ですとか国の対策になると思いますので、そういった話も伺っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育長。

○教育長（飯島 勇君） 野口議員の再度のご質問にお答えいたします。

1989年に幼稚園の教育要領が変えられました。小学校では学習指導要領というのでやっていますが、大体10年ぐらいで変えられるという形になっていますが、幼稚園は数十年ぶりにこのときに変わったんですね。議員がおっしゃるようにそれまでは一斉指導、みんなで折り紙を折りましょう、かくれんぼしましょうというふうに一斉指導、小学校と同じような指導でした。

しかし、このときに大きく変えられて、遊びの中にすべての教育があるということで、遊びながら、例えばブランコをやっていたら順番を守るとか、安全に対するとか、友達とかかかわるとか、そういうふうに遊びの中に子どもの幼児教育のすべてがあるというふうに変え方が変わって、遊びを中心というふうになった。ところが、なかなかそのところが、今まで数十年そういうふうが続いていたものですから、その変わりがうまくいかなかったということがあります。

もう一つは、先ほど小学校でこの後の子どもたちで学級崩壊があったというのは、要するに遊びを中心でやってきたので、ずっと座って一人の人の話を聞くことができない子どもたちがふえてきたということが原因だと言われてきました。

ただ、私自身はそれがすべてではないと思ってございます。今、発達障害の子どもたちもふえてございまして、その子もやっぱり座ってられない、机を回ってしまう。そういう子につられて一緒に動いてしまうというような状況も、学級崩壊の原因としては考えられると思っています。

議員がおっしゃるように幼小の連携というのはとても大事で、今、接続プランということ笠間市でも考えているところです。それは、幼稚園でここまで育てていきたいと思います。要するに、5歳児の就学前には一人の人の話を少し長い時間聞ける、それからみんなで協力しながらじっくり遊べるような遊びをやっていく、そして受け取った小学校では、45分初めから座らせることは難しいので15分ぐらいの単位で授業を組み立てていくとか、そん

なふうに接続プランが必要だと私自身も考えているところがございます。これは、保育所、私立の幼稚園も含めて笠間市の幼児教育の中で皆さんで共通理解を図られなければならないことでもあるので、ちょっと難しいところもあるんですが、そういうものの必要性を感じているところです。

私が先ほど申しましたように、幼児教育が変わって子どもたちが主体性を発揮するようになったというのはそうなんですが、それを受けとめるだけの体制、それから子どもたちにそれをコントロールする力というのが育っていない。それから、先ほど言いましたように、発達障害で落ちつけないという症状のある子どももふえてきているということもある原因になっていると考えております。

それがいじめと直接につながるかどうかということは、ちょっと私もまだ判断できないところでおります。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 野口議員の再度の質問にお答えいたします。

核シェルターまで考えていないことについての理由としての説明ですけれども、緊急事態になって避難しなければならないという事態になったときの具体的なイメージを浮かべてもらうためにご説明したいと思います。5キロ以内のPAZ内においては、そういった事態になった場合には直ちに避難開始をいたします。笠間市等が置かれておりますUPZ内、5キロから30キロ圏内においては、そういう事態になった場合には直ちに屋内に避難します。屋内に避難するその効果といたしましては、昨日の質問の中でもちょっとお答えしておりますが、放射性降下物にさらされないとか、屋内の方が低線量になるということで、一般的にコンクリートマンションだと被曝線量が屋外の2割以下、あるいは木造家屋の場合でも屋外の4割程度になるということが言われております。

屋内退避にした後、直ちに緊急時の放射線のモニタリング検査、その検査の分析によりまして、線量が高いときには直ちに避難、20マイクロシーベルト未満の場合については直ちにとりより1週間以内に避難すると、そういった基準になっております。モニタリング検査の結果の数値が500マイクロシーベルトを超えるような場合には、直ちに広域的避難や安定ヨウ素剤の服用と、次の段階に移るようになります。

そういったことで、市民の生命とか安全を守る上では、少しでも放射線の被曝があってはならないもので、できるだけ遠くに避難して被曝を受けないということが第一になっております。

それを基本にした計画でございまして、その具体的な大規模避難計画については、先ほど申し上げましたように、今年度県からの方針に基づきまして検討していくと、そういうスケジュールになっております。

○議長（小藺江一三君） 野口君。

○8番（野口 圓君） いじめのことを考えていて、学校そのものが制度疲労を起こして

いるんじゃないかなという気持ちになってきたんですよ。子どもたちが弱くなったとか、要するに耐えたり我慢したりする力がなくなったというのは、ちょっと違うんじゃないかなと。

阪神・淡路大震災のときに、120万人のボランティアの方々が救援に駆けつけて、そんな中で茶髪の子や女の子、8割、9割は若者が占めていたと。今まで髪長くしたり、変な色に染めていたりするのをばかにしていた大人たちが、この子たちは感性が違うなというふう感じた。それから、川田龍一さんという薬害エイズで体を壊して、国と厚生省、製薬会社に立ち上がった人ですが、その人を応援するのに中学生、高校生がたくさんいろんな踊りを踊りながらデモに参加して川田さんを支援した。

情報は、私たちもどれを選択していいかわからなくなるぐらい情報があふれているけれども、子どもたちにとっても恐らく同じようにいろいろな、大人専用の情報などというのではないですから、すべての情報が同じように降り注いでいると思うんですね。そんな中で彼らが取捨選択して、自分の感性、自分の感覚で、世の中ってどうなんだろう、大人たちはどういうことを考えているんだろうということを受けとめていると思うんですね。その中から、自分で納得したらやる、好きだからやる、嫌いはやらない、嫌なことはしたくない、わけのわからないこと、必要性があると思えないことは嫌だ、そういう意思表示がどんどん強くなっていると思うんですね。

昔は、嫌だとか何だとか言う前に強制的にやらされて、従わされましたけれども、今は小さい子どもでも家庭では子どもが嫌がることを無理にはさせないで、なるべく意見を尊重して気持ちをそっちの方へ持っていきながら子どもを教育しています。

ところが、小学校は1学級一人の先生がすべての教科を教えている。やはりこれも無理があるんじゃないかなと。国語、算数、理科、社会、美術と音楽だけは違って、あと全部一人の先生が教える。

私も体験がありますけれども、小学校のときにちょっと波長の合わない先生に、4年生のときですけれども、さんざんだったですね、1年間。何をやっても認められないという状態がありました。5年生になって担任の先生がかわったら、がらっと変わって、君はよく頑張っているとか褒められたりして、そういうことがありました。ですから、制度的な問題も含めて、もう一回考え直す必要があるんじゃないかなと。

今、体罰のことが取り上げられています。体罰だけでなく、言葉による精神的な罰も体罰以上にその人を傷つけるものだと思います。これはやっぱり教える側が、一つには自分の教えようという熱心さの余りとかよく書かれていますけれども、何が何でも子どもを従わせようという、力で押さえつける形になると、体罰とか言葉による精神的罰とかで締めつけるようになる。そういう裏には、相手の人格を未熟なものだとか、保護すべきだというような視点はあっても、自分と同等に貴重な大切な人格なんだと、たとえ子どもであっても年が若くあっても、守らなきゃならない大切な存在なんだと、そういう視点が欠けて

いるように思うんですね。

子どもたちが何を求めているか、アンケートで見ると、気楽に話せるような、要するに自分に共感してくれて、自分をわかってくれて自分を支援してくれるような教師を求めているわけだね。これは昔から変わりはないと思うんですね。ですけれども、それが提供されていない。

生徒を評価するという視点から外れて、要するに生徒を中心にして、先ほど先生がおっしゃったように学校教育は子どもたちのためにあるんだと、子どもたちの人格形成と将来の幸せをつくるための道具なんだというふうに言われたとおり、教育の中でも、子どもを主役にして、子どもを中心にして、その子ども自身に課題を見つけさせたり、目標を立てさせたり、自分でスケジュールを組ませたり、みんなと一緒にやっていったり、自分で努力したりして力を伸ばしていく、これは幼稚園の教育の延長にあると思うんですね、そういう形の方が。ここまでやらなきゃならない、ここまで覚えなきゃならない、九九、八十一までは3年生か4年生で全部詰め込まなきゃならないという視点ではなくて、子どもを主体にした考えの教育スケジュールというのがあるのではないかと。

コマーシャルイズムといいますか、子どもをターゲットにしてゲームでも何でも売り込みをかけていますし、マスメディアも高校生あたりをターゲットにしていろいろなものを売りつけようとして物すごい迫力でしのぎを削っているんで、これから子どもたちを守るだけでも大変な作業ですけれども、学校は学校で、閉じた社会にならないで、できるだけこういう教育プランはすばらしいな、こういう方法でやってほしいなという、皆さんからの意見を取り入れて何とか変わっていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。答弁何かありましたら、ないですか。

○議長（小藺江一三君） 教育長。

○教育長（飯島 勇君） 私の意見がありましたらということですので、お話をさせていただきます。

学校が制度疲労だというようなことがあります。教育再生会議等でもいろいろな形で、これから国の方でもそういう検討はされていくところだと思います。

ただ、一度学校でぜひ子どもたちの様子を見ていただきたいと思います。子どもたちは、自分たちで考え、そして自分たちで元気に活動しています。確かに、なかなか表に出られない子、不登校になってしまう子、それからトラブルを起こしたりすることがあります。でも、子どもたちはそういうことを経験しながら育っていくんだというふうに思っています。人格的に悩んだり、理不尽なことに対しては許してはいけませんけれども、ただ、トラブルがあったり仲よく活動したりしながら、子どもたちは育っていくというふうに考えています。子どもも、主体性を育てることを教育の大きな柱にしております。

昨日ですが、稲田中学校の子どもたちが国の環境省で表彰を受けまして、これはずっと長い間生徒会でやってきた活動が評価されまして、昨日石原環境大臣から表彰を受けてき

ました。

笠間市の子どもたちは、決して私は後ろ向きではなくて前向きに生きている。また、笠間市ばかりでなくて日本全国の子どもたちは元気でやっている。それを支援していくのが教育委員会であり、私たち大人であり、家庭の親だと思っています。家庭教育等も含めて、これからしっかり教育委員会としてはやっていきたいと思っています。

○8番（野口 圓君） ありがとうございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君の質問を終わります。

横倉さんさんの発言を許可いたします。

○18番（横倉きん君） 18番日本共産党の横倉きんです。通告に従い一般質問を行います。

初めに、風疹予防接種の取り組みについて伺います。

風疹が全国的に流行しています。県内の風疹患者は、4月時点では58人に対し、5月27日現在では4倍強の81人になりました。その内訳では、40代男性が最も多く発病しています。次に30代男性、10代女性、20代女性の順で罹患しています。30代から40代の男性が全体の4割を占め、患者の8割以上は予防接種歴がない、または不明の人です。

20代から40代の男性の発症が多く見られる原因に、予防接種の制度の変遷で対象外となり、受けていなかったことが大きな要因です。また、ワクチン接種を一度しか受けてない人は、20年程度で抗体が低下することで発症しています。現制度では、風疹と麻疹ワクチンの混合ワクチンを幼児期に1期、2期に分け二度受けることになっています。

妊娠している女性が風疹に感染すると、生まれてくる赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障など先天性風疹症候群になる可能性が高く、放置できない問題です。

以上の点から、笠間市でも風疹予防接種の助成に踏み切ったことは、生まれてくる子どもの障害を防ぎ、市民の健康の維持、増進の視点からも評価するものです。

以上の点を踏まえまして、取り組みについて伺います。

第1点は、早急に予防接種の実施を開始すべきと思いますが、対象者に対する周知をどのような方法で徹底するのか。

2点目は、予防接種の制度の変遷で対象外であった20歳代から40歳代の男性の人たちも助成対象に入れるべきであると考えますがどうか。

また、1回の接種では20年程度で抗体が下がり、感染のおそれがあります。この人たちも予防接種の対象に加えるべきですがどうか。

以上の視点から、風疹の危険性と予防接種の必要性を市民に広く知らせ、効果的な予防接種を実施するよう取り組みを求めますが、見解を伺います。

2問目、子宮頸がんワクチンの接種についてです。

これは前も取り上げましたが、子宮頸がんワクチンの接種は定期接種に制度化されました。しかし、ワクチンの接種者の中に副作用や副反応が出たとの報道があり、子宮頸がん

ワクチンの接種について不安の声が寄せられています。笠間市における副作用や副反応の事例があったのかどうか。また、子宮頸がんワクチンの接種の副作用や副反応が出た人たちについてどのような対策がとられているのか、また支援策があるのか。副作用の事前予防に何かあれば伺います。

第3問目、これはきのうの鈴木（貞）さん、きょうの野口さんからも一部ダブるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

東海第二原発の再稼働と地域防災計画原子力災害対策編について伺います。

東海第二原発の再稼働に対する笠間市民の安全、生業や財産の維持、原子力災害時における地域防災計画原子力災害対策計画編について伺います。

福島原発事故が示した教訓は、広範囲にわたる放射能汚染の被害で、震災から2年以上も経過していながら災害の復旧が遅々として進んでいないことです。福島県民は今もなお避難生活を強いられ、そのストレスなどで病気になり、命を失う人も続いています。

また、若い世代が生活の場として定住することが困難で、福島を離れる人が後を絶ちません。しかも、放射能汚染の高い地域では帰還困難地域になっており、帰宅の見通しが立っていません。

笠間市は、東海第二原発から30キロ圏内に一部含まれます。地域防災計画原子力災害対策計画編の策定が義務づけられています。市民が原発事故による避難が仮にできたとしても、福島の事故が示しているように放射能の汚染があれば帰宅できません。どんな理由があろうとも、原発の過酷事故を起こさせてはなりません。市民の放射線被曝をさせてはならない、こう考えますが、市長はどのように受けとめておられるのか、見解を伺います。

2点目として、東海第二原発は、古い原発設置基準に基づいて安全審査を行い、合格し、設置運転されてきたものです。最悪の場合に起こるかもしれない重大事故、重大事故を超えるような、起きるとは考えられないような仮想事故でも、放射性物質による影響は敷地外には及ばないと確認されてきたものです。

しかし、福島原発事故後、政府は原子力の安全の確保、規制のあり方を改めました。新しく原子力規制委員会が発足し、規制委員会は新たな規制基準を7月に決定する予定で準備を進めています。新基準に基づいて原発の審査を行い、基準に合格した原発については政府が再稼働の判断をすることになっています。

福島原発事故では、過酷事故が発生し、大量の放射能が環境に放出されてしまいました。そのため、新基準では原発の過酷事故は起こるとして、フィルター付きベントという新しい施設を付加することが義務づけられることになっています。その結果、規制委員会は、原発事故で環境に放射能が放出すると判断していることから、地域防災計画原子力災害対策計画編が機能することが再稼働の条件になっています。

今度の原子力災害対策計画編によって、市民を被曝の危険から守り、財産や生業を保障し、安心して生活を送ることができると判断されているのか伺います。

次に、福島原発事故での避難に関する教訓は、30キロ圏外に避難したにもかかわらず、飯館村での事例が示すとおり、被曝防止に役立っていなかったことがあります。笠間市の地域防災計画では、30キロ圏外の避難場所は風水害対策編で指定している避難所でありませぬ。その避難所は、放射性物質による汚染対策、放射線の遮蔽対策がとられていない施設であるにもかかわらず、どうして市民の放射線被曝の危険を避けることができるかと判断されているのか伺います。

4点目、放射線の感受性が高い妊婦や乳幼児、児童生徒など、放射線被曝を避けるために優先的に取り組むことが必要ですが、具体策が地域防災計画原子力災害対策編に示されていないのはなぜですか。

5点目、国民保護法の規定では、放射線降下物による影響を避けるため、風下を避け、手袋、防止、タイベックスーツ等によって放射性降下物による内部被曝を抑制するほか、口及び鼻を汚染していないタオル等で保護することや、汚染された飲み水、食べ物の摂取を避けるなどと詳細な被曝防止対策をしています。しかも、国民保護法では詳細は地域防災計画原子力編に従うと規定しています。にもかかわらず、国民保護法の規定する重要な安全対策の規定が笠間市地域防災計画編には記載されていません。具体的に取り入れることを避けた理由は何によるものか。

以上で1回目の質問終わります。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えをいたします。

福島原発事故から2年3カ月がたつわけでございます。いまだ避難生活を強いられている皆様には、改めてお見舞いを申し上げる次第でございます。

福島第一原子力発電所の事故を経験した国、そして我々国民としては、このような事故は二度と起こしてはならないものであると考えております。

原発を含めたエネルギー施策というのは、国策として進めているものであり、原子力施策については、私はUPZ圏内の首長として、安全対策を中心に万全の管理体制をお願いしたいと、そのように考えております。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 18番横倉議員の質問にお答えいたします。

風疹予防接種の取り組みについてでございますが、第1点目の風疹予防接種に対する助成の周知方法については、週報、市報、ホームページに掲載するとともに、かさめ〜でも情報を発信してまいります。また、助成事業についてのチラシやポスターを作成し、市民窓口課、健康増進課、各保健センター、医療機関、各関係機関等の窓口に掲示したりポ

スターの掲示をすることで、市民への周知をしてまいりたいと思っております。

次に、第2点目の助成対象者についてでございますが、今回、笠間市の風疹予防接種助成事業の目的は、生まれてくる赤ちゃんを先天性風疹症候群の発症から守るための緊急的な措置と考えております。このため、第1に、妊娠を希望される女性を対象にしたところでございます。また、予防接種をしないまま妊娠された方については、夫を対象とさせていただきます。

しかしながら、予防接種制度の変遷で対象外とされた20歳から40歳の男性の方については、国の責務と施策の中で実施すべきものと考えております。

また、1回接種者につきましては、抗体の保持状況に個人差もあることは承知しているところでございますが、先ほども申し上げましたが、今回の助成事業は先天性風疹症候群の発症を予防するための緊急的な措置と考えておりますので、妊娠を希望する女性と妊娠されている女性の夫を対象にしたところでございます。

続きまして、子宮頸がんワクチン接種における副反応の事例件数と副反応が出た方への対策についてご説明いたします。

平成25年4月1日に施行されました予防接種法の改正により、副反応報告制度を法律上に位置づけ、医療機関から厚生労働大臣への報告が義務化されました。この報告を受けまして、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会で審議がなされ、予防接種の適正な実施のために必要な措置が今まで以上に講じられることになりました。

当市におきましては、現在までに1件事例の報告が提示されております。子宮頸がん予防接種との因果関係については、現在調査中でございます。なお、本人の健康状態につきましては、既に回復されております。

次に、副反応発生時の支援策でございますが、副反応については軽度のものから重篤なものがございます。軽度なものにつきましては、接種部のかゆみや腫れ、微熱などがあり、ほとんどの場合2日か3日で治っております。まれに重篤な副反応としてアナフィラキシー様症状、これは意識障害とか呼吸困難、アレルギー反応でございますけれども、これを引き起こすことがございます。

定期予防接種によって引き起こされた重篤な副反応により医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じ、厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法による救済制度がございます。

また、副反応を事前に防ぐ対策についてでございますが、子宮頸がんワクチンの目的や効果、副反応についての説明書を予診票とともに保護者の方に送付して、理解していただくから接種をしていただくような情報を提示しております。

また、医療機関に対しましても、ワクチンに対する情報提示や資料を配布し、接種前問診時に本人及び保護者等に説明していただくようお願いしてございまして、接種時には健

健康状態をチェックする問診票を提示して、医師の診察により健康状態を確認して実施しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 18番横倉議員のご質問にお答えいたします。

最初に、地域防災計画原子力災害対策計画編によって市民を被曝の危険から守り、財産を保障し、生業や安心して生活を送ることができると判断されているのかとのご質問については、現在東海第二原発には核燃料があるという事実と、笠間市の一部が30キロ圏内のUPZに含まれるという現実を見据えた上で、原子力災害の発生及び拡大の防止、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市や県、その他関係機関等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務及び業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした計画であることから、災害の未然防止や発生した場合に被害を最小限にするため現段階で考えられる最善の対策を位置づけております。

続きまして、この計画では、緊急時防護措置を準備する地域、UPZですけれども、ここに市域の一部が含まれることを踏まえ、緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を実施することを原則としております。

放射性物質による汚染対策、放射線の遮蔽対策をとっていない施設での避難について、どうして放射線の被曝の危険を避けることができると判断されるのかとのご質問ですけれども、放射性物質に対する高度な汚染対策や遮蔽対策を行わなければならないような汚染状況にならない段階で、市や県の境界を越えたさらなる広域的な避難や安定ヨウ素剤の予防服用など、次の段階の具体的な防護措置を行うことを想定しております。

続きまして、放射線の感受性が高い妊婦や乳幼児など、いわゆる災害時要援護者等への優先的取り組みの具体策が示されていないのはなぜかとのご質問ですけれども、災害時要援護者等に対しましては、避難誘導や移送体制、情報伝達、知識の普及や啓発、屋内退避、避難収容等の防護活動等のあらゆる状況の中で特に配慮するよう位置づけております。

具体策としましては、今後、災害時要援護者避難支援プランを策定し、地域におけるそれぞれの要支援者に対応してまいります。

続きまして、被曝防止対策についてですが、地域防災計画の原子力災害対策編では原子力災害対策の総論的、基本的内容を位置づけているもので、重要な安全対策の規定が欠落しているものではないことと、それを具体的に取り入れることを避けているということではありません。

安定ヨウ素剤の予防服用の具体策なども含め、整備しなければならない物品等については、県の調整のもとに作成することとなる広域避難計画の中で議論し、対応することとしております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さんの質問中でございますが、ここで昼食のため暫時休憩

をいたします。

午後1時より再開いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小菌江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横倉さんの2回目の質問を許可いたします。

○18番（横倉きん君） まず、風疹予防接種の取り組みです。妊産婦検診で風疹の抗体検査を受けます。その際、抗体が少ないと言われたら要注意になるわけですね。風疹は生ワクチンで、胎児に影響を与える可能性が否定できませんので、残念ながら妊娠してからの予防接種はできません。その点からも、大事なのは周りの人たちの予防接種で風疹流行をとめなければいけないということだと思います。先ほどの答弁でも、これは国の責任でということとそのとおりだと思います。風疹の予防接種の変遷で受けられていない方が相当いるわけですから、ぜひこれは国へ風疹の撲滅に努めていただけるよう要請していただきたいと思いますが、その点再度伺います。

それから、原発の問題で、地域防災計画原子力編になっておりますが、先ほどもこれから具体的にいろいろ詰めていかなければならないということですが、念を押したいのは、避難所に行っても、放射線被曝を防止するものがなければ避難しても被曝を防ぐことはできませんし、放射線量が高ければ呼吸するたびに内部被曝をするということをはっきり言っておきたいと思うんです。

それと、妊産婦、幼児、乳幼児、そういう人たちに対しても、これからの対策だとは思いますが、同じ要援護者のお年寄りやそういう人たちとは別に、被曝量、感受性がすごく高い、3倍から10倍ということ念頭に置いていただかないと、そして具体的にこの計画の中に明記しないと、いざ過酷事故が起こった場合すぐ対応ができないと思うんですね。そういう点では、本当に事細かく具体性をきつと明記していただきたいと思いますが、その点再度答弁をお願いします。

また、東海第二原発ですと、30キロ圏内に住んでいる人たちおよそ94万人と言われております。そういう中での避難というのは本当に困難であるというのは、前の答弁でも言われています。そういう点では屋内退避ということがありますがけれども、やはり線量が高くなってしまうと大変なことです、被曝量は。今、国の基準が1時間当たり0.23マイクロシーベルトです。今は一般市民の平常時の被曝、年間1ミリシーベルトですけれども、事故があった場合、計画的避難区域の指定の目安は年間20マイクロシーベルトとされました。そうすると、これは4日ぐらいで1年間の被曝をしちゃうわけですよ。

そうした場合に、今の放射能による確定的影響というのは100マイクロシーベルトと言われておりますけれども、低くても、確定的影響のしきい値はなくても、子どもへの放射線障

害、先ほどヨウ素剤というのも出ましたけれども、しきい値はないけれども、4年ですか、体内に取り込まれたヨウ素剤ということで、白内障なんかは5年後になるとか、肺がんは20年後、胃がんは30年後に増加すると見られているということで、放射線量が低いから安全ということはないわけですね。

そういった場合に、この放射線を市民は受けるべきではないし、受けては困るわけですね。そういう点で、今度は安全基準じゃなくて規制基準になっているわけですので、やはり笠間市民としてその点では受け入れられない状態ではないかと思いますが、その点についてどういうお考えをお持ちか、まず伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 21番市村博之君が着席いたしました。

答弁を求めます。

保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 横倉議員の再度の質問にお答えいたしたいと思います。

予防接種制度の変遷で対象外とされた方及び抗体価の下がった方への対策ということにつきましては、県を通して国の方にも要望していきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 横倉議員の再度の質問にお答えいたします。

避難所の被曝防止の件ですけれども、これは先ほどからも申し上げておりますように、あくまでも一時避難で、放射線量が高くなればそこからすぐにでも離れなくちゃならないもので、その施設に対して被曝防止措置するという考えはございません。

あと災害時要援護者等の部分で事細かにお願いしたいという話でございますけれども、これについては、今後、広域な計画等の中で実効性のあるものとするために細かい議論をしていきたいと考えております。

それと、20マイクロシーベルトということで、O I L 2という国の基準、放射性物質が放出されたときの対応を判断する国の方の基準で、原子力災害対策指針の中で示された数値ですけれども、これは広域避難計画を前提としている中で市単独での基準で行動するということはあり得ないと考えますので、この基準に従っての行動になります。

広域避難計画そのものにつきましては、やはり市民が被曝してはならない、被曝の線量を少しでも減らさなくてはならないということが計画の基本ですので、それを主眼に、今後、県から示された指針に基づいて広域避難計画を検討してまいります。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 市長にお伺いします。

今、地方自治法では、地方公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することと明記しています。笠間市の行政区域内における責任は、市長が法的義務を持っているものではないかと思えます。

福島事故と類似する過酷事故がもし東海で起きたらば、市民の被曝の危険は避けるこ

とができないばかりか、家も、土地も、仕事も失う事態に私はなるのではないかと思うのです。そういう中では、避難ができたとしてもここに戻れなくなる、そういうことは許されないと思います。

そういう点では、事故は起こり得る、そして被曝もするということがはっきり言われている状況の中で、笠間市民として生命、財産を守ることからしたら、再稼働の稼働は認めるべきでないと思いますが、再度市長の見解をお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 横倉議員のご質問にお答えをいたします。

市長として、当然、市民の生命、財産を守る最高責任者である立場であると私は思っております。

ただ、原発の再開については、毎回横倉議員からご質問を受けておりますが、現段階で判断するには至っておりません。

○18番（横倉きん君） どうもありがとうございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉きんさんの質問を終わります。

20番大関久義君。

○20番（大関久義君） 20番大関久義です。さきに通告いたしました笠間市のごみ問題についてお伺いいたします。

ごみの収集問題については、笠間市全体でおおよそ二分された形で実施されており、友部、岩間地区と笠間地区とに分かれております。

また、一般家庭から出されるごみも分別収集化され、可燃ごみ、不燃ごみ、資源1、2、3などと分別収集も定着され、スムーズに実施されているようであります。ピンクの指定ごみ袋についても、薄い、厚いなどの物議もどことなくおさまり、落ちつきつつあるようであります。

合併後の笠間市のごみ問題についてであります。まず1番目に、市内の一般家庭から出されるごみ及び事業者から出されるごみについて、友部、岩間、笠間地区それぞれの地区ごとの内容についてお伺いいたします。

友部、岩間地区は笠間・水戸環境組合環境センターに、笠間地区は茨城県環境保全事業団エコフロンティアかさまに搬入をして処理されているものと思われませんが、それらの内容について地区ごとにお伺いをいたします。

2番目に、笠間・水戸環境組合環境センターと茨城県環境保全事業団エコフロンティアかさまに一般家庭からのごみを直接搬入する場合、笠間地区と友部、岩間地区とでは大きな違いがありますが、なぜ違いがあるのか、なぜ違いが生じているのか。その件に関して具体的に示していただきたいので、ご答弁をお願いいたします。搬入日及び搬入量の設定の違いについて、お示しをしていただきたいと思っております。

また、双方の処理施設に対して支払われている負担金、委託料についても、あわせてお伺いいたします。組合環境センターには2億2,700万円、エコフロンティアかさまには2億8,500万円が平成25年度で支払われる予算となっております。笠間地区のごみの方が5,800万円分多いということなのでしょうか、お聞きいたします。

また、年間の処理量は、友部、岩間地区、いわゆる組合環境センターに持ち込んでいる地区と、笠間地区、エコフロンティアかさまに持ち込んでいる量、どのぐらいの量がございますか。過去3年間の数字をご提示いただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、3番目に、笠間市内で実施されているクリーン作戦についてお伺いいたします。

クリーン作戦のときに支払われているごみ収集運搬の委託料金、笠間地区、友部地区、岩間地区に係る料金についてお伺いをいたします。

また、笠間地区、友部地区、岩間地区のクリーン作戦の実施状況について、どのような形で行っているのか、詳しく説明をお願いいたします。

クリーン作戦については、以前にも質問をいたしておりますが、質問された後改善されたところがあるのかなのか教えていただきたい。

ごみ収集運搬委託料金についてと実施状況について、あわせてお伺いいたします。さらに、昨年の実績についてもご答弁をお願いいたしたいと思っております。

次に、4番目に、笠間市の指定ごみ袋売り払い料金からなる地球温暖化防止等基金について、この基金の年間の収支はどのようになっているのか、具体的にお伺いいたします。

収入については、ピンクの指定ごみ袋代金と粗大ごみ手数料代金であろうと思われませんが、どのようになっているのか。そして、支出については、支払われている事業とそれらの内容、実績について、どのように実施されているのかをお伺いいたします。

続いて、最後の5番目に、不法投棄収集運搬委託についてお伺いいたします。

この事業は、笠間市シルバー人材センターに委託をして実施されている事業であると思っておりますが、その内容、状況についてどのようになされているのかお聞きいたします。

この事業は、地球温暖化防止等基金の中から支出されている事業であると思われませんが、巡回されている地域、日数、回数等を含めた事業内容についてお伺いいたします。

以上、5項目についてお尋ねいたしますので、数字等についてはゆっくり、はっきりとご答弁をいただきたいと思います。

ごみの問題については、特に合併後の関心が高く、地区ごとの違いについてもまだまだ知られていないところが多くありますので、改めてお聞きいたしますので、ご答弁をよろしくお伺いいたします。

以上、最初の質問をいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 20番大関議員のご質問にお答えいたします。

まず、笠間市内の一般家庭から出されるごみ及び事業者から出されるごみについてお答えいたします。

一般家庭から出されるごみの収集方法については、友部、岩間地区は、可燃ごみが週2回、不燃ごみ、資源物はそれぞれ月2回の回収を行い、粗大ごみについては週1回の戸別回収となっております。笠間地区は、可燃ごみ週2回、不燃ごみ月1回、資源物は品目別となり月1回の回収となっております。粗大ごみについても、月1回の回収となっております。

収集作業につきましては、いずれも業者委託となっており、収集したごみは、友部、岩間地区は笠間・水戸環境組合環境センターに、笠間地区は茨城県環境保全事業団エコフロンティアかさまにそれぞれ搬入にし、処理しております。

収集委託につきましては、平成25年度は笠間地区、友部地区、岩間地区ともに可燃ごみ、不燃ごみに分け発注しましたが、笠間地区、友部地区は結果的には1社で、岩間地区は可燃ごみと不燃ごみが別々になり2社に業務を委託しております。

また、事業者から出される事業系ごみについては、事業者みずからが搬入することになっておりますが、市で許可した一般廃棄物収集運搬業者と契約して搬入している事業者もございます。

続きまして、笠間市内の一般家庭から直接笠間・水戸環境組合環境センター及び茨城県環境保全事業団エコフロンティアかさまへ搬入する場合の大きな違いについてでございますが、双方に対する負担金、委託料についてお答えいたします。

まず、一般家庭で直接搬入するごみの違いについては、友部、岩間地区の環境センターでは100キログラムまでが無料となっております。笠間地区の搬入は50キログラムまでが無料となっております。

また、友部、岩間地区の搬入は、月曜日から金曜日まで市民の搬入を受け入れておりますが、笠間地区においては、エコフロンティアかさまにおいて土曜日のみとなっている点が大きな違いとなっております。

その理由ですが、100キログラム、50キログラムの違いについては、決定時に自治体間の協議や当事の機関との協議が優先されておりました、その時点では周囲の状況等を勘案して設定したものであると思いますので、この2者については全く協議機関が違いますので、このような100キロ、50キロとの違いになっております。

また、曜日については、友部、岩間地区についての月曜日から金曜日は、ご存じのように環境センターの稼働日でございます。この日に持ち込めることになっておりますが、エコフロンティアに関しましては、そもそもの機能が最終処分場でございますので、平日は大型車の通行量が大変多うございます。それをかんがみて、事故等の安全も考えまして、

土曜日のみを事業系ごみと一般の市民の方の持ち込みを受け入れております。

続きまして、環境センター及びエコフロンティアかさまへの負担金、委託料でございますが、平成24年度は、負担金として笠間・水戸環境組合環境センターへ2億4,317万円、委託料としてエコフロンティアかさまには2億6,349万7,289円支出しております。25年度につきましても、負担金として環境センターへは2億2,780万6,000円、委託料としてはエコフロンティアに2億8,577万2,000円を予算計上しております。

約6,000万円ごみの持ち運びに違いが出ているというご質問でございますが、環境センターへの負担金につきましては、ご存じのようにこれまで環境センター以下、附帯の施設まで入れると建設費が80億円超ほどございました。この償還を平成22年度まで行ってきたわけですが、23年度からはその償還が終わりまして、また水戸との一部事務組合ということもありまして、負担金としては軽減されております。ですので、これまでの建設費の負担を考えると、現在〇〇〇〇約6,000万円の違いが出ているということでございます。

次に、クリーン作戦に係る収集運搬の委託料及び実施状況でございますが、クリーン作戦については、毎年6月、11月、3月の年3回、市民の方にご協力をいただき市内一斉に取り組んでおります。ただし、笠間、友部、岩間地区でそれぞれ本所、支所中心の対応となっており、業者への委託経費や職員の取り組みも違っております。

平成24年度の実績につきましては、各地区の以前からの取り組みにより、笠間地区は各地区の集積所を委託業者が回収し1万6,330キロ、友部地区は地区ごとの集積所を設け業者と職員共同で回収し1万2,840キロ、岩間地区は地区内のごみを1カ所に集め、その後ボランティアや職員で運搬できるように分別を行い8,440キログラム回収処理という実績が出ております。

地区の収集運搬に係る委託については、いずれも年3回分ですが、笠間地区は78万円、岩間地区は18万円、友部地区は委託業者への支出は行っておりませんで、市職員と共同で収集しております。

続きまして、地球温暖化防止等基金に係る年間収支と事業内容と実績でございますが、ごみ袋の売り払い料金及び粗大ごみ手数料と合わせて、収入が平成24年度は7,101万4,539円でございます。支出につきましては、指定ごみ袋の作成、指定ごみ袋売り払い取扱手数料等で2,638万4,870円を支出し、そのほかにその基金事業として行っているごみ減量化推進事業の主なものとして不法投棄収集運搬委託ほか4事業に1,131万1,680円、地球温暖化対策推進事業に15万4,868円、廃食用油利活用推進事業に3万9,078円、自然エネルギー活動助成事業につきましては、太陽光発電システム設置補助とヒートポンプ給湯器設置補助に2,294万6,000円を基金より充当し実施しております。

現在の基金積立金残高につきましては、平成24年度末現在で2億5,749万4,475円となっております。

五つ目として、不法投棄収集運搬委託についてお答えいたします。

地球温暖化防止等基金を活用し、笠間シルバー人材センターに、週5日各地区を巡回しながら不法投棄の回収を実施しております。地区につきましては、笠間地区については月曜日、木曜日、友部地区については水曜日、岩間地区につきましては火曜日、金曜日となっております。

また、東日本大震災後の緊急雇用対策で雇用した臨時職員2名につきましても、引き続き不法投棄回収作業を継続して実施しているところであり、昨年度の収集量は1万7,090キロを回収しております。

今後とも、不法投棄防止対策としてパトロールの強化を図ってまいりたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 大関議員。

○20番（大関久義君） 再質問をいたします。

ご答弁をいただきました。組合環境センター、エコフロンティアかさまに持ち込まれているごみについては、地区ごとに収集曜日を決めて委託業者が回っている、そして月曜日と木曜日が笠間、友部が水曜日、火曜日、金曜日が岩間地区を収集しているとのことであります。

この収集の業務について改善された点というのは、祭日も収集に回っているということであります。このことは大きく改善された部分であり、理解をしております。以前には、祭日が回収日になっていたときには次の回収日まで延びてしまっていたのですが、今は祭日も実施されるようになり、市民は大変喜んでおります。

しかし、笠間地区と岩間、友部地区との大きな違いは、今答弁がありましたが、一般家庭から処理施設に搬入する場合、笠間地区は無料が50キロまでであり、一方、友部、岩間地区は100キロまでが無料であり、2倍の50キロの差が生じております。

さらに、笠間地区は1週間のうち土曜日だけが一般家庭からの搬入できる日と指定されており、友部地区、岩間地区は月曜日から金曜日まで5日間、一般家庭からの搬入を受け入れを行っているのであります。

先ほども言いましたが、なぜこのような違いが同じ笠間市内で生じているのかということであります。答弁ですと、産廃の処理施設と、いわゆる広域でやっている施設の違いがあるからこういうものが生じているというような答弁でございましたが、笠間市民です。同じです。笠間地区も、岩間地区も、友部地区も同じ笠間市民であります。なぜ搬入量に50キロと100キロの違いが生じているのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

平成18年に合併して、既に7年が経過いたしました。にもかかわらず、いまだもって笠間地区だけは土曜日だけ1週間に一度の搬入だけで、しかも無料になるのは50キロまでとなっており、違いがあるままであります。どうして統一した制度をとることができないのか。これは努力した経緯はあるんですか、お伺いいたします。

それで、笠間地区の人からの苦情ありました。時期的な問題もあるかもわかりませんが、土曜日に搬入をすると2時間待ち、そういう状態が何度か続いたそうです。岩間、友部地

区の持ち込んでいる環境センターは、あそこに行くと、どこの地区から搬入をしておりますかという表示の案内が出ます。そこには笠間地区も載っているんですよ。岩間地区、友部地区、笠間地区。私が持っていったときに、試しに笠間地区でやってみようかと思ったのですが、いたずらにやるとまずいので、岩間という形で自分の家庭から持っていったものはやっておりますが、笠間地区という表示があるということは、笠間地区の人が持ち込んでもいいということなのかどうか。その辺のところもちょっと含めてお尋ねしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、負担金、委託金の問題であります。今まで環境センターには投資した額がでかくて、その償還が済んだので、今は「〇〇〇〇」とか言っていましたね。〇〇〇〇こういう状態になっているんだということですが、この問題ちょっと調べてみましたので言わせてもらいます。

環境センターに支払われている負担金とエコフロンティアかさまに支払われている委託金について、予算ベースであります。23年、24年、25年を比較してみました。環境組合の負担金、平成23年 3億4,176万9,000円、エコフロンティアの委託料 3億847万3,000円、環境センターの負担金平成24年 1億9,666万3,000円、エコフロンティアの委託料24年 3億347万3,000円、環境組合の負担金平成25年、先ほど言いましたけれども 2億2,780万6,000円、エコフロンティアの委託料 2億8,577万2,000円となっております。平成23年度だけ環境センターの負担金が3,329万6,000円多いだけで、平成24年度にはエコフロンティアの一般廃棄物処理委託料が1億681万円多い。平成25年度もエコフロンティアの処理委託料の方が5,800万円、先ほど6,000万円という話でしたが、5,800万円多く支払いをするようになっておりました。

ごみの搬入量も比較してみました。可燃、不燃、資源ごみ含めた総重量で同じく3年間を比較しますと、環境センターに持ち込んでいる友部、岩間地区が平成22年 1万6,018トン、エコフロンティアに笠間地区が持ち込んでいる処理量が平成22年 1万962トン、平成23年環境センター、友部、岩間地区 1万6,808トン、エコフロンティア、笠間地区、平成23年 1万1,387トン、平成24年度、友部、岩間地区 1万6,540トン、ほとんど3年間余り変わりません。平成24年、エコフロンティア、笠間地区9,732トンとなっております。

いずれも笠間地区からエコフロンティアに持ち込むごみの量は、友部、岩間地区から環境センターに持ち込む量より1年の平均で5,761トン少ないごみの処理量となっております。持ち込む処理量が年間5,761トンも少ないのに、支払われている金額が多いというのは理解できません。エコフロンティアの処理委託料金の算出基準はどのようになっているのですか、お教えいただきたいと思います。

処理料金は1トン当たりどのぐらいになっているのですか。環境センターの処理料金と比較をしていただきたいと思うのであります。先ほどの数字を、計算を入れてみましたが、平成23年、平成24年の平均で計算をすると、1トン当たり1万3,000円もエコフロンティア

の方が多くかかっており、高い料金なのであります。

エコフロンティアは、茨城県の施設であります。県に処理料金の値下げの交渉をすべきであると思うのであります。笠間市では、エコフロンティアの施設をつくるに当たり相当の苦しみをしてきたわけでありまして。この処理の委託料金についてどのようにお考えであるのか、どうとらえているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、クリーン作戦についてであります。改善されたところはないという答弁でありますね。改善されたところがありますかということで聞いておりましたが、その答弁はありません。

年3回実施されているクリーン作戦時のごみ収集運搬に係る委託料金が、笠間地区、友部地区、岩間地区それぞれに違いがあるのはなぜでありますか。笠間地区では、先ほど答弁がありました。年間3回で78万円を支出しており、友部地区は支出をしていない、ゼロ円であります。支出が全くないということでもあります。このごみの運搬委託料金に対して、市ではどのような委託契約をなされているのか。1年間の契約じゃなくて、この運搬業務に関しては1年間かもわかりませんが、ごみの委託契約は3年の契約でありますよね。この3年の契約でこれも一緒にしているのかどうなのか。内容について、笠間地区と友部地区との業者の委託業務の中身を教えてくださいたいと思います。なぜ友部地区は委託料金が発生していないのか。岩間地区では18万円の委託料ということでもあります。すべて年3回のクリーン作戦に係る収集運搬費であります。違いをお示ししたいと思っております。

それから、クリーン作戦のときに市役所の職員が出ている人数は、地区ごとに毎回、3回ですけれども、何人の職員が出ているのでありますか。

私が聞くところによりますと、笠間地区が1名あるいは2名、友部地区が12から13名、岩間地区が五、六名の職員が出席をしてこのクリーン作戦を行っているということでもあります。

今月の6月2日にもクリーン作戦が実施されましたが、部長はそれぞれの地域の実施状況を見ておられますか。先ほどの答弁では、各地区の以前からの取り組みにより回収云々と言っておられました。以前からの取り組み、それぞれの地区のクリーン作戦の実施、取り組み方について、もう少し具体的に説明をしていただきたいと思っております。その後、3地区の実施の方法についての部長の所感をお伺いいたします。

笠間地区、友部地区、岩間地区の実施状況は全く違っておりますので、率直な意見をお聞きしたいと思います。そして、委託業務に関しても、なぜ委託業者に支払われている金額に差異が生じているのか、含めてお伺いをいたします。

次に、地球温暖化防止等基金事業についてであります。ごみ袋の売り払い料金等の収入が年間7,100万円であり、ごみ袋の作成費及び売り払い手数料料金2,638万4,000円を支出し、地球温暖化基金事業に3,421万円を支出されていて、残りの1,041万8,000円は基金積み

立てとしていることが今答弁ありました。調べたとおりであります、この基金が地球温暖化防止等基金に改正されましたよね。3年前でしたかな、ごみ減量化推進基金から地球温暖化防止等基金に改正されました。

改正されてから、太陽光発電システム設置補助とヒートポンプ給湯設置補助に使われ始めましたが、この二つの事業の内容と実績について再度お伺いいたします。どのような形で実施されているのかお伺いいたしますので、ご答弁をお願いいたします。

次に、不法投棄収集業務については、週5日各地区を巡回されているとのことでしたが、幹線道路のみなのか、どのあたりまで巡回をされているのか、もう少し具体的に答弁をいただきたいと思います。

笠間市の全体では相当な面積がございます。曜日を決めて、先ほど月木が笠間、水曜日が友部、火金が岩間ということで曜日を決めて地域を巡回しておられるようですが、住民からの通報により、きょうは向こうへ特別に行こうとか、そういうことがあるのかどうか。

また、林道等、いわゆる幹線道路じゃなくて不法投棄がされているようなところを実施しているのかお伺いいたしますので、答弁の方よろしくお願いします。

以上、再質問をいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 大関議員再度のご質問にお答えいたします。

済みません、多項目ありましたので、まず笠間地区の持ち込みについてですが、努力した経緯があるかということですが、この件については開業時からの約束どおりで、特別変更の協議はしてございません。

苦情についてですが、震災後は1カ月ぐらい持ち込みが殺到したものですから、苦情ではないですが、若干現場でトラブルは生じました。その後は、特別苦情は入ってございません。

先ほど料金と曜日についても答えつつもりなんです、この料金の違いについては、それぞれ発足時期も違うし、構成団体も違うので、確かに市民のサイドから見ると違和感がある部分はございますが、何とも現段階では、統一の努力というのは考えてございません。

また、曜日についても、先ほど申し上げましたとおりで、環境センターの方は稼働日に合わせて持ち込むことが可能ですが、エコフロンティアについては休業の土曜日を家庭ごみと事業系の持ち込みに限定しております。

それから、料金、現在、消費税抜きで1トン当たり2万7,000円となっております。委託料については、まさにこの2万7,000円に、笠間地区は平均的に大体1万トンの処理量でございますのでそういう委託料になってはいますが、この件については、当初からエコフロンティアと単価について協議しておりますので、現段階でそれを下げるとか、そういうことにはならないかと思えます。

続きまして、クリーン作戦についてですが……

○20番（大関久義君） 市税を使っているんだから努力をしてくれよ。

○市民生活部長（小坂 浩君） まず、先ほど自治法を述べたんですが、もうちょっと具体的に申し上げます。笠間地区については、業者選定は2業者によって見積もりを徴取して低価格の業者に依頼しておりまして、収集方法は、中心街は集中集積所、郊外は一般の集積所にクリーン作戦で集めたごみを出してもらい業者が回収するという方法で、回収箇所数は300カ所近くあります。台数については、1回ごと10台で、職員は1人が出勤しております。

友部地区については、一般ごみの回収の契約時にクリーン作戦の部分についてはご奉仕願うということで取り決めをしております、業者と市の職員が収集品目を集める形で、回収場所は指定する集積所60カ所、台数は業者の台数5台、職員は12人となっております。

岩間地区につきましては、車両代は1台2万円で協力をいただいて毎回3台、地区内で回収したごみを市の土地1カ所に集める。そこで市職員とボランティアで可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等を分別し、環境センターに搬入しております、こちらは支所の職員5名が出動しております。

これらについて私の所感ということでございますが、このクリーン作戦については、各地区で住民の意識の中でこの日はやるという意識づけはされておりますので、そういう面ではほぼ自主的に活動しているのではないかと考えています。こう見ると、3地区とも違いはあるんですが、それぞれの住民の自主性を重んじながら、ただ、役所がかかわる部分、経費の支出であるとか、職員の出勤であるとか、この辺は改善の余地がありますので、改善を行っていきたいと思います。

続きまして、地球温暖化事業の中で、太陽光、エコキュートの事業推進の状況でございますが、市は、第1期として平成22年から24年度まで、エコキュート、太陽光発電の設置の補助を行っております。方法につきましては、22年度がどちらも先着順で行っております。23年度についてはどちらも抽選で行っております。24年度も抽選で行っております、実績につきましては、22年度がエコキュート131件、23年度119件、24年度107件、太陽光につきましては22年度49件、23年度88件、24年度132件となっております。

次に、シルバーについての委託でございますが、回り方でございますが、先ほど申し上げましたように曜日によって地区を変えております。場所については、車道や路側帯、歩道等の公共用敷地内に投棄されたごみについて現在回収を行っております。

ただ、人力でやっておりますので、危険な場所には立ち入ってございません。また、当然のことながら自己敷地内の投棄されたごみについては、それぞれ自己責任としております。

緊急の連絡があった場合は、主には、先ほど申し上げました緊急雇用の臨時職員にその日の朝に指示して出勤させています。

○議長（小菌江一三君） 大関君。

○20番（大関久義君） 最後の質問になります。

茨城県とエコフロンティアの交渉はするつもりはないという答弁であります。茨城県のエコフロンティアには、今、笠間地区じゃなくて水戸地区からのごみが搬入されているでしょう。いつまで続くんですか。これも新聞には発表になっておりますが、我々議会の全員協議会の中でもそれらは一切触れられておりません。笠間地区の人たちが、先ほどの答弁ですと、産廃の施設であるので交通事故の危険性があるとか云々という問題の中で土曜日のみ行っており、これも交渉して門戸を広げるものはないという答弁であります。水戸から入っているでしょう、今、1日何トン入っているんですか。それらをかながみれば、笠間地区の人が土曜日だけじゃなくて普通の曜日でも搬入できる、そういうものが残っている、そう言わざるを得ません。できるんですから、やらないだけですよ。

それから、「〇〇〇〇」という表現を使わせていただきますと、今、エコフロンティアの料金がずっと高いでしょう、払っている金額が。25年度の予算ベースで5,800万円、24年度は、多分震災のごみが入っているんで1億を超えているというふうには考えられるんですが、それにしてもことしからそういう部分を取り除いても5,800万円多く払わなくちゃならないんですよ。それで、ごみの量は少ないですよ。友部、岩間地区よりも笠間地区の方が年間で5,761トン少ないんですよ。少ない量なのに多く払っている。

今、エコフロンティアかさまは、赤字じゃないでしょうよ。黒字についているでしょう。そう聞いておりますよ。赤字じゃないんだから値下げの交渉はすべきだと私は思うんです。今まで投資してそれを償還したから今までは今までなんだと、だからどうのこうのということではありますが、努力をしていただきたいと思います。

それから、クリーン作戦についてであります。部長はまだ岩間のクリーン作戦を見には来ていませんよ。一度もないです。市長は来ております。岩間地区は、各行政地区の区長さんが、あるいは副区長さんが、自分の軽トラックで自分たちの地域で集積したものを1カ所に持ってきているんですよ。そこで環境のボランティアが、あとは小学校、中学校のPTAが一緒になったり、女性会が一緒になったり、地域全体でそういう事業を行っているんですよ。区長さんたちは車もガソリン代も全部自腹ですよ。笠間地区は違うでしょう。年間78万円もかかっているんですから。

その辺のところもよく精査をして、友部はゼロですよ。委託業者にそれを含めているんですね。暗黙の了解というようなことをおっしゃったじゃないですか、そういう委託業者との契約云々ということについてはいかがかと私は思うんですよ。きちっとした指導をして、そして改善すべき点は改善する。そして、値下げしてもらえる部分については値下げをし、我々の税金がもっと違うところにも値段が下がれば使えるじゃないですか、そういうものも考えて実施をお願いしたいと思います。

再度答弁をお願いします。

○議長（小菌江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 再々度のご質問にお答えいたします。

私、最初の答弁で〇〇〇〇安くなっているというようなことを申し上げましたが、過去に負担はしていたんだけど最近では軽減されているということの意味でございまして、「〇〇〇」という言葉は不適切なので取り消させていただきたいと思います。

また、エコフロンティアの料金につきましては、なかなか私の段階では明快な答弁はできないので、お許し願いたいと思います。

また、ご指摘のように、クリーン作戦について前から誘いを受けながら、私、岩間地区に参ってないことは反省しております。ただ、私も地域で参加しておりまして、こういうのは希薄になっている地域でのコミュニケーションの場の貴重な機会と思ひまして、そちらを優先しております。申しわけなかったと思ひます。

先ほど申し上げましたように、それぞれの地区の業務改善できる点は業務改善を図っております。ただ、基本的には地域の方の自主性を尊重していかなければならないと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（小菌江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 私の方からちょっと補足をさせていただきたいと思ひます。

まず、全体的な話としまして、合併前から広域でやっておりますごみ処理とか、し尿処理、それが合併によって、自治体の構成といいますか、枠組みが変わってきたということがございます。そういうことがあって、同じ一つの自治体の中でも料金やら制度が違うという実態が、今もって合併したところには数多くございます。これは合併後の未解決な大きな課題の一つだと私は思っております。

その中でのごみ処理の件について大関議員から質問があったんだと思ひますが、幾つか補足をさせていただきたいと思ひます。

エコフロンティアについては、環境センターとの違いは、一つには、一般廃棄物の持ち込み、個人の持ち込み、事業者の持ち込み、これが土曜日に限定されているということでございますが、平日は、先ほど申し上げましたが、産廃関係の車が非常に多く出入りしております、事業者が持ち込むんじゃなくて一般の方が軽トラで持ち込むことによる危険性というのは非常に高いだろうということでの判断は、私も事業団と話し合った経緯はございます。今のままでいくべきなのか、交通整理をどうしていくのか。ただ、交通整理の課題は課題として私は残ってしまっているのではないかなと思っております。

それと、水戸市のごみを受け入れているのではないかとということですが、水戸市の小吹の清掃センターが、今、故障改修中でございまして、その期間エコフロンティアと環境センターの方では受け入れを、3カ月程度だと思ひましたが、行っております。笠間市議会の全協の方には確かにご報告はしておりませんが、環境組合の議会の方にはご報告はさせていただきます。

これをエコフロンティアに持ち込んでいるのは、一般の方が持ち込んでいるんじゃないかと専門業者が持ち込んでいる、事業収集車の車両が持ち込んでいるということでございます。

次に、クリーン作戦の件でございますが、クリーン作戦で業者への委託料が、笠間は78万円で高いんじゃないかというご趣旨だと思いますが、やり方がそれぞれ合併前からのやり方でございます、これは改善の余地は確かにあると思います。なぜ笠間地区が高いのかというと、岩間地区は住民の協力で1カ所に集めたものを業者さんが来て持ち帰る、笠間は何カ所にも集める場所があって、そこを巡回しながら回っていくということが、一つの料金の大きな違いでございます。

それと友部には、職員が出て事業者と合併前から一緒にやっているということが形としていいのかというと、私はそこは、職員が出るというのは管理という立場でどちらかというに出ていくのであって、そこはきちんと払うべきものは払って、統一はしていきたいなと思っております。

それと、エコフロンティアの料金が低いのではないかと。年間エコフロンティアに払っている委託料と、さらにはゆかいふれあいセンターの分担金の違いというのは確かにございます。これは施設を整備した年代とか償還の期間とか、確かに大関議員の言うように、今の時点で単純にここ二、三年の金額の比較をするとエコフロンティアの方が高いという経緯はありますが、もう少し長いスパンで見ますと、私も計算はしておりませんが、長いスパンで見るとその辺は違ってくるのではないかと思っております。

それと、ゆかいふれあいの環境センターの方の分担金は、笠間市と一方で水戸市も払っているという経緯がございますので、あわせての計算ということも必要になってくるのではないかなと思いますし、これは答弁になかったのですが、国の方から衛生分担金というのが出ておまして、笠間市を經由して約4,600万円ぐらい毎年分担金として環境センターの方に納められているという経緯がございます。

いずれにせよ、この辺の合併によつての未解決の問題というのは、大関議員がおっしゃるようないろいろ違いがありますし、その違いを住民に説明してもなかなか理解得がたい部分もございますので、できるだけ統一してならせるものについてはならしていきたいと思っておりますが、ちょっと時間のかかるものもあるということもご理解をいただければと思います。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は明日開きますので、ご参集ください。ご苦労さまでした。

午後 2 時 0 6 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 小 藺 江 一 三

署 名 議 員 石 田 安 夫

署 名 議 員 鹿 志 村 清 一